

◎ 在日米軍駐留経費負担特別協定・本会議反対討論

2011年3月31日 日本共産党 笠井亮

私は、日本共産党を代表して、在日米軍駐留経費負担の特別協定に反対の討論をおこないます。討論に入る前に、このたび3月11日に発生しました東日本大震災の犠牲となられた方々にたいし、謹んで哀悼の意を表すとともに、被災者のみなさんに心からのお見舞いを申し上げます。戦後未曾有の大震災に直面し、いま、何よりも優先して、被災者の救援と復旧・復興に国の総力をあげて取り組まなければなりません。そのためには莫大な経費が必要となることは必至です。そうしたときに、今後5年間にわたって、総額1兆円もの在日米軍駐留経費を日本が負担することは到底認められません。

日米地位協定第24条は、「合衆国軍隊を維持することに伴つすべての経費は、」「日本国に負担をかけないで合衆国が負担する」、このことを「原則」に定めています。駐留軍労働者の基本給や諸手当、光熱水料、米軍の訓練移転費などの経費は、本来アメリカが負担すべきものであり、日本が負担する義務はありません。

にもかかわらず、特別協定は、1987年、アメリカが、当時の急激な円高を口実に、駐留軍労働者の労務費等の負担増を求め、日本政府がその圧力に屈して締結されたものであります。

当時、政府は「暫定的、特例的、限定的な措置で5年間に限つたもの」であり、「いわゆる思いやりを際限なく広げるという趣旨ではない」と説明していました。ところが、その後、2010年まで23年間、合計6回の改定を繰り返し、負担項目と負担額を次々に増大させ、労務費の本体である基本給の負担をはじめ、光熱水料や訓練移転費の負担にまで拡大してきました。

日米地位協定第24条の「原則」に反して、いわば別立ての「恒常的制度」として固定化してきたことが問題なのであります。

そればかりか、今回の特別協定は、現行協定より、さらに日本側負担を増大させるものとなっています。

一つは、特別協定の期限を、過去2回の改定で2年、3年としていたものを5年間とし、総額1兆円にしたことです。さらに、労務費及び光熱水料の一部を削減するといいながら、その削減分は米軍住宅への環境対策費に充当することにし、提供施設整備費は増額になり、全体の水準はこれまでの1881億円で、まったく削減になつていないのであります。

また、「米軍再編に係る訓練移転の拡充」と称して、米軍の訓練移転先を、従来の日本国内から「米国の施政の下にある領域」にまで広げました。地理的には無限定で、該当する航空機、訓練回数の限定もなく、負担割合についても、何ら明記されていません。

なぜ、米軍が米国内で訓練する費用まで、日本が負担しなければならないのか、まったく納得できません。

アメリカは、昨年2月に発表した「QDR」と今年2月に発表した「国家軍事戦略」のなかで、自国の軍事費削減に関連して「削減措置はわれわれの集団安全保障へのパートナー国貢献に影響を及ぼす可能性がある」として、同盟・友好国の連携強化を強調しています。

特別協定の締結は、こうしたアメリカ自身の軍事費削減を日本の国民の血税で穴うめするものであり、断固反対であります。このような負担を「ホスト・ネーションサポート」の名で合理化することは断じて許されません。

「思いやりるべきは米軍ではありません。いま、未曾有の大震災で苦難にあえいでいる被災者・国民の支援に総力をあげて復旧・復興にとりくむべきであり、米軍「思いやり」の本特別協定はきつぱりやめるべきであります。■

以上、反対討論とします。

(1425字) ■